

【訴訟当事者が求めた裁判（訴訟への意味づけ）】

- ①被告（加害者）に自らの犯した罪と向き合わせるため、長期にわたる命日毎の支払いを求める。
- ②事故当時、同じ集団登校の列にいて妹の死を間近で経験せざるを得なかった「きょうだい」の慰謝料請求。

【定期金賠償を求めた理由】

- ①定期金賠償により命日毎の長期間にわたる支払いが可能となることについて、「償い」としての意味づけを求めた心情と合致した、という一面。
  - ②一時金方式による一括払いの結果、「生命の値段」として高額な賠償金を手にすることへの忌避感。
- \* 中間利息控除に関する問題は、提訴時点で「さほど意識していなかった」とコメント。

原告が理解しなかった  
→ 要求しなかった。

【判決に対する評価】

- ①定期金賠償が認められず、残念。「きょうだい」の慰謝料が認められたことには一定の評価。
- ②控訴を希望したが、保険会社を被告に加えていなかったこと、被告（加害者）が事故当時60歳を超え高齢だったことなどから、定期金賠償が認められる余地は少ないものと判断、代理人弁護士も控訴に乗り気ではなかったため、最終的に控訴を断念。

（3）事例①の場合

【事案の概要】

2000年4月21日、大阪府泉佐野市の片側一車線で緩やかにカーブする制限速度40キロの道路において、被告車両（改造車）が時速80キロ程度で走行し暴走、反対車線の歩道脇に停車していた原付バイクに乗っていた被害者（当時17歳、高校3年生）を撥ねて死亡させた事例。

【訴訟当事者が求めた裁判（意味づけ）】

- ①被告（加害者）に自ら犯した罪と向き合わせるため、月命日毎、30年間（被告が30歳になってから60歳で定年退職するまで）の支払いを求める。
- ②被告に、被害者遺族の思いを法廷で十分に伝えたいとの思い。

【定期金賠償を求めた理由】

- ①一時金方式による一括払いの結果、「生命の値段」として高額な賠償金を手にすることへの忌避感。
- ②「中間利息を控除した上での一時金方式による一括払い」という死亡逸失利益の算定・支払い方式そのものに対する違和感。中間利息控除の考え方を「一年毎の純利益の積み上げ」として「素朴に理解」した上で「定期金賠償」方式を選択。
- ③上記理解を踏まえ、定期金賠償により月命日毎の長期間にわたる支払いが可能となることにより「償い」としての意味づけと、「毎月収入を得る」という自然な想定と合致した、という一面。

【判決に対する評価】

- ①定期金賠償が認められなかったことについては、「仕方ない」という受け止め方。
- ②控訴については、他にも被告（加害者）の原告（遺族両親）に対する名誉毀損事件の刑事及び民事裁判の両方を同時期に抱えていたため、「控訴を戦うだけの余力がなかった」とコメント。

（4）各事例における代理人弁護士たちの見方

<事例①の原告代理人弁護士たち（2名）>

- ①死亡逸失利益につき定期金賠償を求めることは、支払い方式に関する処分権主義の問題、法解釈上の問題はない。
- ②同種事案であればすべて、定期金賠償方式が勧められるというわけでは決してない。むしろ、さまざまな将来リスクを考慮すれば、決して勧められるものではない。ただし例外的に、将来リスクについて十分な説明を尽くした上で、そのことを当事者が十分理解し、納得が得られること、損害保険会社を被告とし被告本人と同一の債務名義をとること、保険の内容が「対人無制限」の賠償であること等を絶対条件として、あくまで当事者が望めば、「例外的に選択し得るひとつのオプション」としての意味は大きいと考える。
- ③定期金賠償方式を中間利息控除問題を回避するための技術的手段としてのみ理解することは、当を得ない。

<事例①の原告代理人弁護士>

- ①定期金賠償は、当事者の強い意向があったためそれを尊重したもの。代理人から積極的に勧めたわけではない。
- ②訴訟進行過程で裁判所から「大阪では、死亡逸失利益について定期金賠償方式は認めない方針だ。予備的請求として一時金一括払い方式での請求をつけるように」と、かなりしつこく説得を受けた。原告当事者と相談の上、あくまで定期金賠償一本とし予備的請求には最後まで応じなかったが、この顛末から、裁判所が判決で定期金賠償を認めることはないだろうという予測はついていた。

<事例①の被告損保会社側代理人弁護士>